

# 1月18日(日)は

## 西区市議会議員補欠選挙の投票日です

### 投票は午前7時～午後8時



大切な一票  
必ず投票を！

市議会議員の死亡などにより西区選挙区の欠員が2人になりました。これにより欠員数が定数の6分の1を超えたため、札幌市西区札幌市議会議員補欠選挙が行われます。

**投票日** 1月18日(日)。  
**投票時間** 午前7時～午後8時。  
**選挙すべき議員の数** 2人。

#### 選挙人名簿の登録

○すでに札幌市の選挙人名簿に登録されている方  
昭和58年12月2日までに生まれた方で、平成15年9月1日までに転入などで札幌市に住民票が作成され、平成15年12月1日現在引き続き札幌市に住民票がある方。

○補欠選挙で登録される方  
昭和59年1月19日までに生まれた方で、平成15年10月8日までに転入などで札幌市に住民票が作成され、平成16年1月8日現在引き続き西区に住民票がある方。

#### 投票

投票するには、西区の選挙人名簿に登録されていることが必要ですが、登録されていても投票する時点で市外に転出した方は、選挙権がなくなるので投票できません。なお、市内での異動の場合は次の通りです。

《すでに登録されている方》

○他区から西区に転入  
平成15年12月26日までに転居の届け出をした方は投票できます。平成15年12月27日以降に転居の届け出をした方は登録がありませんので投票できません。

○西区から他区に転出  
平成15年12月27日以降に転居の届け出をした方は投票できません。平成15年12月26日までに転居の届け出をした方は登録がありませんので投票できません。  
○西区内での異動  
転居の届け出が平成15年

12月26日までの方は新住所で、12月27日以降の方は旧住所で投票できます。  
《補欠選挙で登録される方》  
平成16年1月8日現在の住所で投票できます。

#### 投票所案内はがき

「投票所案内はがき」は、1月9日に送付を開始します。なお、選挙権があり、西区の選挙人名簿に登録がある場合は、はがきを紛失したり忘れても期日前投票や投票所などの投票はできますので、係員にお申し出ください。

#### 期日前投票

選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に次の事由などに該当すると見込まれる方は、期日前投票所における期日前投票ができます。なお、期日前に投票をする時点において、20歳未満の方は、不在者投票になりません。

#### 《期日前投票の事由》

①仕事に従事する方。  
②冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員などの手伝いをする方。

③用務（レジャーなどの私用を含む）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方。  
④病気、けが、身体の障がいなどのため歩行が困難な方。  
⑤市の他区に転居した方。

#### 《期日前投票の期間・受付時間・場所》

**期間** 1月10日(土)～17日(土)の毎日。  
**時間** 午前8時30分～午後8時。  
**場所** 西区役所1階ロビー（琴似2-17）。  
※案内はがきが届いていたらお持ちください。

#### 不在者投票

選挙人名簿に登録されていて、期日前投票と同じ事由に該当する方で、期日前投票所で投票できない方は、滞在地（他区に居住を含む）の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定された病院、老人ホーム等に入っている場合は、その施設でも不在者投票ができます。この場合は、あらかじめ投票用紙などの請求の手続きが必要です。

《不在者投票の期間》  
1月10日(土)～17日(土)。